

第2次茨城県再犯防止推進計画(案)について

1 計画策定の趣旨

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定
- 再犯防止施策の実施により、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰



県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現

2 本県の再犯防止を取り巻く状況



再犯者数
■

2021年に1,359人まで減少(対2019年比▲18.3%)したが、その後増加に転じ、2024年に1,569人(対2019年比▲5.7%)となる。

再犯者率
■

2023年に42.4%まで減少したが、その後上昇に転じ、2024年に43.8%となる。

5 数値目標

項目	基 準 値	目 標
①刑法犯検挙者中の再犯者数	1,569人(2024年)	2割以上削減 【1,255人以下(▲314人)】
②再犯防止推進計画策定市町村数	10市町村(2024年4月1日現在)	全市町村で策定 【44市町村】

3 計画期間

2026年度～2030年度の5年間

4 5つの重点課題と主な施策

(1)国・市町村・民間団体等との連携強化

- ・市町村再犯防止推進計画策定に係る支援(強化)

(2)就労・住居の確保

- ①就労の確保
- ②住居の確保

(3)犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援

- ①高齢者又は障害者への支援
- ②薬物依存を有する者への支援
- ③青少年への支援
- ④性犯罪をした者への支援
- ⑤その他の特性に応じた支援
 - ・女性が抱える問題に応じた支援等
 - ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ(新規)

(4)民間協力者の活動の促進

- ・民間の更生保護ボランティアの活動等の周知

(5)広報・啓発活動の推進

- ・様々な関係者の連携による広報・啓発の推進